大阪地方最低賃金審議会総会

第３３１回本審議会議事録

１　日　　時

令和元年７月２５日（木）１０時３０分～１１時２０分

２　場　　所

大阪合同庁舎第４号館　２階　第２共用会議室

３　出 席 者

（公益代表委員）

飯島委員、衣笠委員、立見委員、服部委員、水島委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、北畑委員、黒田委員、佐村委員

（使用者代表委員）

中野委員、平岡委員、横田委員、丸山委員、横田委員、吉田委員

（事務局）

井上労働局長、井口労働基準部長、渡邊賃金課長、西川主任賃金指導官、小松賃金指導官、青木賃金指導官、福谷賃金主任

４　審議事項

（１）大阪府最低賃金の改正に係る意見について

（２）平成３０年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取組状況報告について

（３）令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について

（４）その他

（開会１０時３０分）

西川主任賃金指導官

それでは、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第３３１回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員５名、労働者を代表する委員４名、使用者を代表する委員５名の計１４名の委員のご出席により、最低賃金審議会令第５条第２項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する深井委員、また労働者を代表する上山委員、福西委員、また使用者を代表する古谷委員は、本日、所用のためご欠席でございます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

皆様、おはようございます。

それでは、議事（１）大阪府最低賃金の改正に係る意見ついてに入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

西川主任賃金指導官

説明させていただきます。

最低賃金法第２５条第５項に基づき、本年７月３日付にて大阪府最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がございました。そのほか、最低賃金に係る要請書等もございました。

この意見書及び要請書等の原本は、全て公益委員のお席の後ろに置いてあります。

これから、御意見、御要望を御報告させていただきますが、共通の内容のものについては、まとめて御報告させていただきます。

まず、労働者側からの意見でございますが、１ページ、資料１－１をごらんください。

７月１９日付で全大阪労働組合総連合から、大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府最低賃金額１，５００円の早期実現を求める意見書の提出があったものでございます。

大阪府最低賃金は、非正規労働者が４割を超え、年収２００万円以下のワーキングプアが増加している大阪の実態を踏まえ、最低生計費に基づいた水準での議論と大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきであるとして、１、大阪府の最低賃金を生計費原則に基づき早期に１，５００円に到達させる視点で、直ちに１，０００円以上への改定額の審議を行うこと、２、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること、３、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請法等の改正の実行を政府に求めるとの３点の要望があったものでございます。

また、同日付で大阪労連傘下２１２団体からの意見書の提出があり、この３点の要望につきましては共通事項として要望がなされております。

それでは、共通事項以外の主だった内容を抜粋して報告いたします。

３ページ、資料１－２をごらんください。

大阪自治体労働組合総連合から、公務・民間全ての労働者が安心して生活できるために、大阪府最低賃金額を直ちに時給１０００円以上に引き上げ、「生計費」をふまえ時給１，５００円以上にするための徹底審議を求める意見書としまして、大阪では２４自治体で非正規職員率が４割を超え、非常勤、嘱託、臨時といった低賃金で働かされており、官製ワーキングプアをつくり出している。このような公務職場における非正規職員の実態等を踏まえ、大阪府最低賃金を直ちに時給１，０００円以上に引き上げ、生計費を踏まえた時給１，５００円以上にするため徹底審議を求めるものでございます。

次に、５ページ、資料１－３は、おおさかパルコープ労働組合から、大阪府の最低賃金額１，５００円の早期実現を求める意見書としまして、賃上げなしに景気回復はない。早期実現を強く求めるものでございます。

７ページ、資料１－４は、生協労連大阪府連合会から、２０１９年度大阪府最低賃金の改定審議にむけた意見書としまして、全国一律で最低生計費を保障する最低賃金制度の確立を求める、たまたま生まれ育った地域によって賃金格差をつけられることは、憲法第１４条の平等原則に反することだと考え、最低賃金は、どこでも、だれでも今すぐ１，０００円以上に、早期に１，５００円の実現と、全国一律最低賃金制度の確立を求めるものでございます。

なお、全国生協労働組合連合会作成の「パート労働黒書Ⅵ」と題する資料が提出されておりますので、お手元に配付しております。

１１ページ、資料１－５は、全国一般労働組合大阪府本部から、中小企業労働者、非正規労働者などすべての労働者の賃金改善を目指し、大阪府最低賃金１，５００円以上の実現を求める意見書としまして、共通事項の要請３つに加えて最低賃金を日額・月額でも設定することを求めるものでございます。

次に、１３ページ、資料１－６は、大阪労連女性部から、大阪府の最低賃金額１，５００円の早期実現を求める意見書としまして、夫婦で非正規という家庭もふえ、特に生計の中心者が非正規の割合が増加している。非正規と低賃金労働者が増え続け、貧困格差を縮めるためにも、最低賃金の大幅な引き上げを求めるものでございます。

１５ページ、資料１－７は、大阪労連青年部から、大阪府地域別最低賃金制度の賃金額改定に関する意見書としまして、最低賃金生活体験を通じ、最低賃金・低賃金で働く青年たちは、自立して生活できない、恋愛や結婚に臆病になる、奨学金を返すためのアルバイトの掛け持ち、風邪を引いたぐらいでは病院に行けない、などの切実な声が寄せられており、時給にして１，５００円程度が必要であるとして、最低賃金１，５００円の早期実現を求めるものでございます。

そのほか、個人からも意見書の提出がございました。

では、次に、１９ページ、資料２－１、２１ページ、資料２－２は、７月３日付で連合大阪大阪市地域協議会およびＵＡゼンセン大阪府支部から大阪地方最低賃金審議会会長宛てに、大阪府最低賃金の大幅な引き上げを求める要請があったものでございます。

本年度第３３０回総会で、日本労働組合総連合会大阪府連合会からの要請がありましたことを御紹介いたしましたが、それに引き続き、同様の内容で、新たに連合大阪傘下１４５団体から提出されております。

次に、２３ページ、資料２－３、２５ページ、資料２－４は、第３２９回総会で全国一律最低賃金制度の創設と、時間額１，５００円を求める要請書としまして、全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱の団体及び個人署名の提出がありましたことをご紹介いたしましたが、それに引き続き、

７月１９日付で、同様の内容で、新たに６３団体と３，４９９筆の個人署名が提出されたものでございます。

次に、２７ページ、資料２－５は、７月２４日付で、日本共産党大阪府議会議員団から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、最低賃金の大幅引き上げ等を求める要望が提出されました。内容といたしましては、最低賃金をことしから時給１，０００円以上に引き上げる、中小企業の賃上げ支援予算を抜本的に拡充する、社会保険料の事業主負担分を賃上げ実績に応じて減免する制度の創設など、賃金引上げのための中小企業支援を強化するよう政府に求めるものでございます。

なお、同日、大阪労働局長へも同趣旨の要望書が提出されております。

次に、使用者側からの意見でございます。

１７ページに戻っていただきまして、資料１－８は、７月１７日付で、一般社団法人大阪タクシー協会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て、地域別最低賃金額改定に対する意見書として提出があったものでございます。内容といたしましては、最低賃金額は、平成１９年から毎年大幅な引き上げが続いているが、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー業界にとっては、その影響が大きく、経営を圧迫するところとなっていること。最低賃金の引き上げは生産性が向上して、初めて可能になるものであることから、最低賃金の引き上げについては慎重な審議を求めるものでございます。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、何か御意見等はございますか。いかがでしょうか。

（　な　し　）

服部会長

特にないようですので、先に進ませていただきます。

それでは、ただいまから、大阪府最低賃金の改正について、直接意見聴取を行います。

７月３日の第３３０回総会において、労働者側の意見陳述につきましては、労働者を代表する委員に御選任いただきました３名の方に陳述いただき、意見聴取を行うことを決議しております。

一方、使用者側の意見陳述につきましては、７月１０日までに人数等、事務局へ御報告をいただくことを決議しておりましたが、事務局、結果を御説明いただけますでしょうか。

小松賃金指導官

使用者側の意見陳述につきましては、１名で御報告をいただいております。

第３３０回総会で、意見陳述時間は総枠３０分以内と御決議いただいております。陳述される方は合計４名ですので、お一人当たりの陳述時間は７分３０秒の範囲ということで御連絡をしています。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、ただいま御報告ございましたように、４名の方から御意見を承ることといたします。

発言時間は、先ほど御説明ございましたように、お一人７分３０秒の範囲ということにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

意見聴取につきましては、事務局で進行をお願いいたします。

西川主任賃金指導官

承知しました。

それでは、まず、イオンリテールワーカーズユニオン、林田博美様にお願いいたします。

林田陳述者

林田博美と申します。

本日は、審議会でお話しさせていただくという貴重な機会をいただき、ありがとうございます。

私は、イオンスタイル堺鉄砲町でパートタイマーとして働いています。私は、離婚したため、現在はひとり暮らしです。

大阪府の最低賃金は９３６円であり、堺鉄砲町店では切り上げて９４０円となります。現在、ひと月の契約が１５５時間のため、給料は額面で１４万５，０００円、手取りでは１２万程度になります。家賃は４万５，０００円、贅沢をせず普通に生活するにも十分な金額であるとは言えません。毎年、平均寿命が延びてはいますが、どのくらいの期間健康で働けるかもわからず、頼れる人も周りにいないため、老後のことを考えると不安しかありません。世間では老後２，０００万円問題と騒がれており、今後のために少しでも蓄えておきたいのですが、毎月の生活もぎりぎりのため、とても貯蓄に回す余裕はありません。日々の暮らしで精いっぱいです。まだ体が元気なうちにしっかりと働き、少しでも将来のための貯金を蓄えていかなければと気持ちが焦るばかりですが、どうなるものでもありません。

職場の仲間には、シングルマザーで２人の子供を抱え、職場でも家庭でも休む暇なく働いている方や、家族の介護のために短時間勤務でしか働けない方もいます。そんな環境の中で不安は募るばかりだと言っています。私が勤務するイオンは、わずかながら昇給する制度があります。それでもぎりぎりの生活です。労働組合がない会社の従業員は、生活の苦しさを訴える場もなく、地域別最低賃金が引き上がることしか望みがありません。

全ての働く人たちは、安心して働きたい、安心して暮らしたいのです。みんな自分のためだけでなく、家族や会社のため、社会のためにと頑張って働いています。どうかまじめに一生懸命働く者が少しでも報われ、将来に不安のない生活が送れるよう、最低賃金の大幅引き上げをよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

西川主任賃金指導官

ありがとうございました。

次に、全大阪労働組合総連合青年部、河合成葉様にお願いいたします。

河合陳述者

河合成葉です。今日はよろしくお願いします。

私からは最低賃金生活体験に基づく意見を陳述させていただきます。

私は、５月の１カ月間、初めて最低賃金での生活を体験しました。決められたひと月当たりの賃金から、各種税金や年金、保険料、家賃を差し引くと、私がひと月に使えるお金は９万１，７５３円でした。ことしの５月は大型連休もあり、また週末の出張も多く、特に食費や交通費がかさんだ結果、６万５，０００円の赤字になってしまいました。

最低賃金生活中、日用品は割引クーポンがあるときにまとめ買いをして、食費を抑えるためにお昼ご飯代はできるだけ３００円以内におさまるように意識をしました。夜ご飯もスーパーの割引品をまとめ買いをして冷凍保存し、家にある食材を意識して消費することで、できるだけ買い物に行く回数を減らしました。

しかし、大阪労連の青年部の部長をしている関係もあり、組合活動で帰りが遅くなったり、残業などで疲れて自炊ができない夜は外食することもありました。会議の後にみんなで居酒屋に行ってしまうと、１回の食費に少なくとも二、三千円必要です。しかし、私にとって職場や組合の仲間たちとご飯を食べ、お酒を飲みながら仕事の悩みや他愛のない話をする時間は、私にとってかけがえのないものです。また、大阪労連青年部の部長として、青年と交流できる場はとても貴重で、その場でしか得られない情報、聞くことができない話もたくさんあり、私にとってはお金にかえがたい交流の場になっています。

６万５，０００円の赤字になったといっても、私の場合は、今回、あくまで最低賃金の体験だったので、赤字になってしまったという結果の報告で済んでいます。しかし、実際に最低賃金で生活している方にしてみれば、家族との団らんや友人との交流の場を犠牲にして、自分の生活で精いっぱいになってしまいます。人とのつながりも希薄になり、孤独すら感じる方もいらっしゃるでしょう。家族や友人たちとの交流もままならないような生活が、果たして人間らしい暮らしと言えるでしょうか。

今回の最低賃金体験では、ひと月当たりの賃金は１６万２，６７７円で計算されています。私の赤字だった６万５，０００円を加算すると約２３万円になります。この２３万円という金額は、全労連による最低生活費試算調査で明らかとなった「２５歳単身者が人間らしく暮らすためには月額２３万円が必要」という調査結果の金額と一致します。月額２３万円は時給にして１，５００円です。

今年度の大阪府最低賃金は９３６円ですが、ひと月２２日間、１日８時間働いたとしても、ひと月わずか１３万円程度の手取りにしかなりません。

私の非正規で働く友人や後輩からは、「賃金が安くて自分の生活もままならず、恋愛や結婚に臆病になってしまった」「休みが少なくて自分の時間が確保できない」「奨学金を返すためにアルバイトを３つ掛け持ちしながら毎月５万円の返済をしているが、返し終わるまでにまだ２０年かかる」などの切実な声が聞かれます。

社会的には少子化問題がよく問題に上がりますが、恋愛や結婚に臆病になってしまうような賃金については、果たして、どれだけ問題にされているでしょうか。奨学金という借金を背負わされ、自分の時間を犠牲にしながら非正規で働く青年たちは、将来にどんな夢を持てばいいのでしょうか。非正規で低賃金で働く彼らが望んでいる「結婚を考えるだけの賃金がほしい」「自分の趣味にも時間を使いたい」「人間らしく働き、自立した生活がしたい」という要求は、決して贅沢なものではなく、どれも当然に国として保障されるべきもので、当たり前の権利ではないのかと私は思っています。

誰もがお金のことであしたの生活に不安を感じることなく、全国どこでも、１日８時間働けば人間らしい暮らしができるよう、一日でも早く全国一律最低賃金１，５００円以上、またそれを実現するための中小企業支援制度の確立を強く求めます。

以上です。

西川主任賃金指導官

ありがとうございます。

申し遅れましたが、河合様からは、参考資料といたしまして、２０１９年大阪労連最低賃金生活体験・生活証言報告書が提出されておりますので、お手元に配付しております。

では、次に、のびやかネット、池田織江様にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

池田陳述者

おはようございます。

大阪府豊中市に住んでいます池田織江です。きょうは貴重なお時間をいただいて、ありがとうございます。

私は、大学生と中学生の子供と３人で暮らしているひとり親家庭です。現在５３歳。仕事は高齢者の通所施設の正規職員です。手取りは諸手当、残業代を含めて２２万円ほどです。

今日は、働いている母が多いにもかかわらず子供の貧困率が突出して高いと言われている日本の母子家庭の現状をお話しし、生活者側からの最低賃金への思いをお伝えしたいと思います。

まず、私の暮らしぶりですが、現在は、衣食住に関しては、もらい物や激安店を駆使して給与内でぎりぎりおさまっています。とはいえ家賃は給与の４割を占め、大きな負担となっています。教育費にはお金をかけてやることができません。授業料の相場が年間１００万円と言われている私立大学文系に通う息子は、奨学金で授業料を賄うしかありません。当然バイトで補塡はしていますが、それでも追いつかず、卒業時には数百万円の借金を背負って社会に出ていくことになります。中学生の子供も受験生ですが、こちらも月数万円もかかる進学塾に通うという選択肢はありません。二人とも何かを決めるときはお金がかかるか否かが最優先となり、選択肢の幅が非常に狭いことが不憫です。

私は、子どもたちが貧困の再生産とならないよう、せめて学校だけでも希望するところまで出してやりたいとの一心で正月も祝日も関係なくひたすら働いてきましたが、年齢を重ねるごとに体力と気力の限界を感じています。自分の老後の資金も準備をしておきたいのですが、必要性を理解していても公的年金以外何一つ手つかずで、不安だけが膨らみます。実際のところ年金もいつから幾ら支払われるのか先行き不透明で、恐らく私は一生働き続けなくてはならず、年金だけの生活はできないと思っています。

正規職員であってもこのような状況です。時間給で働くひとり親が子供を育てていくのは並みの努力では不可能です。頼れる親族がいればまだ救われますが、協力者が乏しいとタイトな生活のしわ寄せは、より弱い子供へと向かっていきます。

私も、今の仕事につく以前は時間給で働いていた時期がありました。当時は家賃などの固定費を支払うと数万円しか残らず、毎月赤字が出ていました。もし病気にでもなったら家賃も払えなくなり、住むところを失ってしまうとか、家電製品が壊れてしまっても買い換えができないのではという不安が四六時中頭から離れず、切り詰めようのないお金のなさは恐怖でした。しかも下の子はまだ小学生

で、仕事中の預け先にも苦慮しました。保育にかかる費用も月３万円以上かかり、夏休み中はさらに出費がふえました。

子供は小学校高学年くらいになるまでは何かと親の手助けが必要です。病気のときは無論ですが、風水害や昨年のような大きな地震が来たときや、先日のような凶悪な犯罪事件があると、学校も学童も休みになってしまい、マンパワーが圧倒的に不足しているひとり親家庭は機動性が弱いので、イレギュラー対応していると定時に職場に着くのが困難です。理解と協力が得られる職場はそんなに多くはありません。求職の条件としては不利になるのです。

また、毎年、年末年始やゴールデンウィークのような、特に今年のような長期のお休み、そして日数の少ない２月は、働ける日も少なくなってしまうので固定費の支出が大きな負担となります。遊びに行くどころか生活が脅かされてしまうので死活問題です。

私の場合は収入を少しでもふやそうと専門学校に通い、背水の陣で資格を取得、転職をしたものの、今度は重責と慢性的な業務過多で月の残業が六、七十時間にもなり、家事もままならないありさまです。起きている子供に会えない日もあるくらいなのです。子供と過ごす時間を優先すれば、条件のよい仕事にはなかなかつけません。やむなく最低賃金に近いパート労働にならざるを得ないのです。時間か収入か、どちらかの選択を迫られているひとり親がほとんどで、両方を満たせる人は余程恵まれた条件が整ったごく一部の人だけではないでしょうか。これはもはや個人の努力によって埋められるものではありません。

家族構成や年齢にもよりますが、ひとり親家庭の場合、フルタイムで働いても得られる賃金は生活保護の基準を下回る可能性があります。税金や社会保障費を控除されると手取り分はさらに少なくなります。これでは普通に働いても普通に子供を育てることができません。労働や子育てが苦痛です。私たちも健康で文化的な生活を送りたいのです。せめて、まじめに働けば安心して子供を産み育てていける程度の賃金が支払われるようになってほしいと思います。私たちの賃金が上がれば、ほぼ１００％消費に回りますので、経済効果も期待できるのではないでしょうか。ワーキングプアを解消する観点からも、最低賃金は１，３００円以上を望んでいます。どうぞご検討のほどよろしくお願いいたします。

御清聴ありがとうございました。

西川主任賃金指導官

ありがとうございました。

続きまして、大阪商工会議所副会頭、株式会社サクラクレパス代表取締役会長、西村貞一様にお願いいたします。

西村陳述者

ただいま御紹介いただきました大阪商工会議所で副会頭を務めております株式会社サクラクレパスの西村でございます。

本日は、このような意見陳述の場を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。時間も限られておりますので、早速ですが、今年度の大阪府最低賃金の決定に当たりまして、中小企業の立場から意見を述べたいと思います。

さて、政府では、骨太の方針２０１６で、年率３％程度を目途として、名目ＧＤＰ成長率にも配慮

しつつ引き上げ、全国加重平均が１，０００円となることを目指すという具体的な数字を明記した結果、２０１６年以降、全国の最低賃金の伸び率は急上昇し、３％を超える水準が続いております。また、当地大阪でも、過去１０年間で１８８円上昇いたしておりまして、引き上げ率は３年連続で２．９％台となっております。

大阪商工会議所が実施しました会員である中小企業へのヒアリング調査では、製造コストが上昇し、価格転嫁が進まない中、最低賃金の引き上げで人件費も増加し、利益が減少している、また、最低賃金上昇に伴い外注費の人件費も上昇し、外注費が急激に高騰、販売価格を上げられず非常に苦しい状況になっているなど、急激な最低賃金の上昇ペースについていけない中小企業の姿が明らかとなってきております。

このように最低賃金の大幅な引き上げは、経営基盤が脆弱な中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危なくするということから、最低賃金の引き上げに当たりましては、中小企業の経営実態を考慮した水準が望ましいと考えております。余力ある企業が賃上げに前向きに取組むべきことというのは言うまでもありませんが、最低賃金は企業の業績の良し悪しにかかわらず、全ての企業に罰則つきで適用されるものでございます。賃金水準の引き上げのために強制力のある最低賃金の引き上げを政策的に用いるべきではないと考えております。

また、最低賃金をめぐる昨今の議論で、日本全体の生産性が低いのは、人口減少下において生産性が低い中小企業を温存しているということが問題で、最低賃金を大幅に引き上げて企業の新陳代謝を図るべきだという主張がございます。しかしながら、ＯＥＣＤ加盟国の中で、労働生産性が比較的に日本と近いイギリスを見てみますと、イギリスは１９９９年に最低賃金を導入し、その後、大幅に引き上げをしているにもかかわらず、イギリスの労働生産性上昇率は日本に比べて低位にとどまっています。この点からも最低賃金を大幅に引き上げれば国全体の生産性が向上するという結論は導き出せないと考えております。

したがいまして、日本全体の生産性向上には、強制力のある最低賃金の大幅引き上げによる企業の新陳代謝、つまり企業の廃業や合併・統合を促す方法ではなくて、取引価格の適正化やＩＴ、ＩｏＴなどの活用支援を通じて、中小企業が利益を出し、賃上げができる環境を生み出すことが重要であると考えています。くどいようですが、最低賃金を大幅に引き上げれば日本全体の生産性が向上するのではなくて、日本全体の生産性が向上した結果、最低賃金を含む賃金水準が上がるのであって、因果関係が逆であると、そのように考えております。

なお、最低賃金は、公労使が審議会で議論して決定するものでありまして、その決定基準も最低賃金法により、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案して定めるとされております。本審議会においても、最低賃金の大幅な引き上げありきではなく、当地大阪の中小企業の現状を踏まえて公労使が議論を尽くして決められることを切にお願いするわけでございます。

また、大阪府での最低賃金を引き上げというのは、約２０％の企業が直接、収支に影響される。というのは最低賃金にへばりついているところがたくさんあるという状況にもなり、そういう状況は、全国で一番大きい割合になっております。

また、統計を見ておりますと、最低賃金がずっと上がってきまして、６００円ぐらいのときから９３６円に引き上げられた段階で、それまでは最低賃金にへばりついているような賃金というのは少なく、もっと幅のある、１，０００円から１，５００円ぐらいまでの幅で、ずっと幅広く賃金の支給体

系があったのが、９３６円に引き上げられたことによりまして、９３６円にへばりついて、９３６円の割合が高くなり、少し減って、１，０００円のところはもう一つピークがあるのですが、それ以降は少ないという、ぎゅっと収縮されたような賃金の形態になってしまっていると思います。

私どもの会社を見ましても、最低賃金よりちょっと上ですが、あの子よくできるのにというのがそんなに高くなってない。やっぱり人件費全体をということを考えた場合に、下が引き上げられたために全体をある程度抑制するという意味では、賃上げ幅は少なくなるという賃金の体系になってしまっているというような感じでございます。

それともう一つは、全国一律、これはちょっと関係ないのですが、全国一律の最低賃金というのは非常に危険であります。特に地方におきましては仕事がなくなる可能性があります。私どもは鹿児島に工場を持っておりますが、鹿児島に工場があるというのは、賃金が低いということがありますので鹿児島に工場をつくったわけであります。もしこれが大阪府と同じなら、やはり輸送とか何かを考えれば大阪に工場をつくったほうがいいのではないかというようになります。となると鹿児島での工場がなくなってしまうということにもなりかねない状況でありますので、一言申し述べたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございました。

西川主任賃金指導官

ありがとうございました。意見陳述は以上でございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

服部会長

４人の皆様方、どうもありがとうございました。

ただいま４名の方から御意見をお聞きいたしました。陳述いただきました内容について、何かご質問はございますか。いかがでしょうか。委員の皆様方から御質問がございましたらお受けしたいと存じます。

労働者を代表する委員、よろしいでしょうか。

（　な　し　）

服部会長

使用者を代表する委員、よろしいですか。

（　な　し　）

服部会長

公益の委員の皆様、よろしいですか。

（　な　し　）

服部会長

それでは、委員の皆様からのご質問はないようでございますので、質疑についてはこれで区切りとさせていただきます。

ただいまの４名の方の意見陳述につきまして、大阪府最低賃金専門部会の委員の皆様におかれましては、十分御留意の上、審議をしていただくようお願いをいたします。

それでは、大阪府最低賃金専門部会の日程について、事務局から御説明をお願いいたします。

西川主任賃金指導官

はい、承知いたしました。大阪府最低賃金専門部会の日程につきまして御説明いたします。

資料３、２９ページをご覧ください。

第１回目は７月３０日火曜日午前１０時から、第２回目を７月３１日水曜日午前９時３０分から、第３回目を８月１日木曜日午後２時から、第４回目を８月２日金曜日午後１時から、第５回目を８月５日月曜日午前１０時から開催する予定にしております。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。資料３に基づいて御説明をいただきました。

ただいまの説明に対して、何か御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

（　な　し　）

服部会長

質疑ないようでございますので、先に進ませていただきます。ありがとうございました。

なお、意見陳述者及び随行の方々で、御退席をなさる方は、ここで御退席をいただいて結構でございます。

西川主任賃金指導官

すみません、ここで立見委員は所用のため退席させていただきます。

服部会長

それでは、議事（２）平成３０年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取組状況報告についてに入ります。

事務局より御説明をお願いいたします。

渡邊賃金課長

それでは、事務局から、昨年８月２日付で大阪府最低賃金の答申の折にご御要望いただきました事項、附帯事項につきまして、行政の取組状況を御報告申し上げます。

本日の資料４をごらんください。

大変申しわけありませんが、資料にページ数が２つ付いております。右下の大きなページ数と真ん中の小さいページ数がございます。ただいまからの御説明は、真ん中の小さいページ数で説明させていただきますので、御了解いただきますようお願いします。

まず、附帯事項でございますが、１ページ目に記載の５項目がございました。これら５項目に対して取組んだ状況を御報告いたします。

まず、周知広報と履行確保でございます。

２ページをご覧ください。

周知広報は、できるだけ多くの大阪府民に知ってもらうことを目的として、大阪府内の全ての市町村の広報誌への掲載、鉄道の主要駅へのポスターの掲示、広告効果の高いケーブルテレビ出演等により周知を行いました。

３ページをご覧ください。

団体に所属しない事業主の方々に周知するため、労働保険年度更新説明会場や、大阪国税局等を通じて確定申告会場での周知広報も行いました。

これらのほか、２ページ下段にあります①から③の大阪独自のリーフレットを作成し、あらゆる機会を活用して周知広報に取組んでまいりました。

中でも、③の近畿２府４県のリーフレットにつきましては、多店舗展開をする企業や派遣労働を行う事業者、労働者に有益なものとして作成・配付を行いました。

次に、履行確保でございます。

ことしも１月から３月にかけて集中的に最低賃金の監督に取組みました。ことしも事前に監督の実施について広く告知広報することにより、事業者の遵法意識の啓発に努めました。

また、３ページ下段の最低賃金監督件数の推移にありますように、ことしは９５２件と過去最大の件数を実施し、履行確保の取組を強化しております。

周知につきましては、最低賃金の監督時に行った聞き取り調査では、８５％の事業主の方が適用される最低賃金額を知っており、一定の周知が図られているものと思いますが、まだまだ一部知らない事業主の方もいらっしゃいましたので、引き続き積極的な周知を行ってまいります。

一方、最低賃金の監督の結果、一定数の違反事業場が存在しますので、引き続き履行確保のための監督指導を徹底することといたします。

次に、４ページの附帯事項２項目の中小企業等への支援措置の周知と利活用促進でございます。

まず、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組でございます。

このセンターは、働き方改革の実現に向けて、最低賃金総合相談支援センターの機能を拡充・発展する拠点として、助成金の活用支援、就業規則の作成支援、賃金規程の見直しなど必要な情報やノウハウを提供し、中小企業等からの求めに応じた相談の支援を行うもので、今年度は大阪府社会保険労務士会に委託しております。セミナーの開催時や確定申告会場に隣接した会場で特別相談会を実施するなど、連携した取組を行っております。

次に、労働基準監督署内に設置した労働時間相談・支援コーナーによる周知と利活用の促進でございます。

４ページ下段から５ページをごらんください。

労働基準監督署では、このコーナーでの相談対応に加えて、各種団体を通じたセミナーの開催にも取組んでおります。また、年度更新時や最低賃金主観監督時などさまざまな機会を捉えて個別相談会

を開催しております。

賃金の引き上げのための助成金については、さまざまなツールやメディアを通じて一定の周知を図っているところですが、助成金利用の伸び率は高くなっていないのが現状です。

助成金については、情報提供するだけでなく、その利活用方法についての周知・支援も求められております。

業務改善助成金、キャリアアップ助成金に加えて時間外労働等改善助成金団体推進コースというのが拡充されております。より利用しやすいものとなっており、今後一層の利活用促進に取組んでまいります。

なお、大阪においては、最低賃金の未満率が高いことから、官邸の中小企業・小規模事業者の最低賃金引き上げ力ワーキンググループにおいて、未満率の高い業種や地域の中小企業・小規模事業者への稼ぐ力応援チームセミナー等を活用した取組みを要請されております。

そのため、ことし５月に、大阪働き方改革推進会議に、最低賃金のための環境整備に関する作業部会を新たに設置し、関係団体・関係省庁と連携を強化した横断的な周知等を強化してまいります。

具体的には、飲食・生活関連サービス業、介護関連業、卸小売業など未満率の高い業種や未満率の高い地域をターゲットにセミナーを開催する等の取組みを実施することとしております。

次に、附帯事項３項目の行政機関が行う発注・契約時の配慮要請でございます。

７ページをご覧ください。

労働局及び労働基準監督署では、毎年、建設工事関係の発注者を招集し、工期や安全対策の発注条件の適正化を要請する会議を開催しております。その会議で、発注者に対し、請負人の労働者の賃金に関する配慮をいただくよう要請しております。

次に、関係行政機関への要請と連携でございます。

まず、大阪府へは、昨年度、公共調達に関係する研修会に参加させていただき、出席した大阪府内各市町村の契約担当者に対し、発注時の最低賃金に係る配慮に関して説明と要請を行っております。

さらに、大阪府と大阪市の契約担当部署とは、日ごろから連携を図り、公共調達の落札者に配付する契約図書の中に、最低賃金を含む労働関係法制度を周知する資料を入れていただいております。

中でも、最低賃金にかかる情報の提供に関する協定を締結している大阪市の契約担当部署とは、大阪市から受注した業者の最低賃金の履行状況について、相互監視することとしております。

引き続き関係行政機関に対して働きかけを積極的に行うこととしております。

最後に８ページ、附帯事項４項目、不公正な商取引による賃金支払能力の低下防止でございます。

労働局は、商取引に関して直接指導することはできませんので、情報収集や提供という形で関係行政機関と連携しております。

労働基準監督署では、最低賃金法違反が認められ、その違反の背景に下請法や独占禁止法違反が認められる場合には、所管官庁に通報する制度を運用しております。

平成３１年１月から下請業者の同意なく通報する制度に拡充されましたので、引き続き、商取引が下請事業者の賃金支払いの妨げにならないよう、関係官庁と連携して取組んでいきたいと思います。

附帯事項５項目めにつきましては、ただいま４項目の取組について、検証により明らかになった課題と今後の取組について、本総会にて報告させていただきました。これらにつきましては、引き続き積極的に取組むこととしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

服部会長
御説明どうもありがとうございます。
以上の御説明につきまして、何か質問はございませんでしょうか。
労働者を代表する委員、いかがでしょう。よろしいですか。

（　な　し　）

服部会長
使用者を代表する委員、よろしいですか。

（　な　し　）

服部会長
公益の委員の方、よろしいですか。

（　な　し　）

服部会長
ありがとうございます。
それでは、質疑というのはないようでございますので、先に進ませていただきます。
続きまして、議事（３）令和元年度地域別最低賃金額改定の目安についてに入ります。
事務局より御説明をお願いいたします。

小松賃金指導官
中央最低賃金審議会では、７月４日付で厚生労働大臣から諮問を受け、同日付で第１回目安小委員会が開催され、７月２２日月曜日に第２回目安小委員会が開催されております。
目安小委員会の今後のスケジュールでございますが、第３回を本日７月２５日木曜日の午後に、第４回を７月３０日火曜日に開催予定とのことでございます。
中央最低賃金審議会では、７月３１日水曜日の答申を目指して調整が行われていると聞いておりますが、賃金の円滑な運営と早期発効のため、目安の伝達につきましては、中賃の目安答申が出された直後の大阪府最低賃金専門部会において、速やかに伝達させていただきたく存じます。
以上です。

服部会長
御説明ありがとうございました。
目安の伝達につきましては、ただいまの御説明のとおりでございます。
ただいまの御説明について、何かございますか。よろしいでしょうか。

（　な　し　）

服部会長

それでは、事務局は、目安答申が出されましたら速やかに大阪府最低賃金専門部会への伝達をお願いいたします。

続きまして、議事（４）その他に入ります。

その他、何かございますか。

（　な　し　）

服部会長

特にないようでございますが、事務局からは何かございますか。

（　な　し　）

服部会長

それでは、特にないようですので、次回の日程について、改めて事務局よりお願いを申し上げます。

西川主任賃金指導官

次回の総会は、大阪府最低賃金専門部会での審議状況にもよりますが、８月５日月曜日午後２時からを予定しております。会場は、大阪地方合同庁舎２号館５階供用Ｃ会議室でございます。よろしくお願いいたします。

服部会長

ただいま次回の総会についてのアナウンスをいただきました。

委員の皆様方、次回もよろしくお願いをいたします。

それでは、本日の会議の議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員にお願いをいたします。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様お疲れさまでございます。

（閉会１１時２０分）